

『湿地の文化と技術』インベントリー作成の中間報告（その2）

○笹川孝一（法政大学）、辻井達一（日本国際湿地保全連合）、佐々木美貴（同）、
名執芳博（元国連大学上席研究員）、安藤元一（東京農業大学）

1) 2009年度の研究調査とその成果物

2009年度の研究調査の成果物として、ラムサール条約文化ワーキンググループ『文化と湿地』および『湿地の文化と技術のインベントリー（試作版）』を刊行した。前者は、日本語訳、解説座談会、英文テキストを含む。後者は、概念整理・分類案・作業シート・自治体との協力作業方法を含む調査手法の開発、ナショナルインベントリーリスト(試案)、ローカルインベントリーリスト（試案）、ナショナルインベントリー個票（保全・再生の文化と技術 13 サンプル、ワイズユースの文化と技術 43 サンプル、CEPA の文化と技術 13 サンプル）、中間総括座談会を収録している。

2) 調査から明らかになったこと

- ① 人間による自然の征服というニュアンスを持つ「culture」と、人間と自然との共生を前提として非武力的・非暴力的な方法を強調する「文化」という用語には、歴史的背景の違いがある。その結果、「culture of wetlands」が人間による働きかけに主眼を置くのに対して、「湿地の文化」には人間による働きかけと共に、「神聖なものとして守ること」「美しさを受容すること」「自然を畏怖すること」なども多く含まれること。
- ② 地域には多様な湿地の文化があり、それは保全・再生、ワイズユース、CEPA が互いに支え合って具体的に存在していること。したがって、湿地の文化を発展させるためには、三者の有機的な関連に注目することが大事であること。
- ③ ラムサールサイトをはじめとする湿地を日常的に守り活用している地元にとっては、ナショナルインベントリーと共に、ローカルインベントリーに対するニーズが強い。それは、ローカルインベントリー作成によって、自分たちの取り組みを整理し、共有し、次の取り組みを検討する上で有効だからである。
- ④ その中でも、ラムサール条約第3条に「締約国は、登録簿に掲げられている湿地の保全を促進し及びその領域内の湿地をできる限り賢明に利用することを促進するため、計画を作成し、実施する」と明記されている、“保全・活用計画”の策定、実施、改善が要になること、それを進めるためには、地方自治法が指定する「住民の福祉の増進」という地方自治体の責務との関係の明確化、および国と自治体とのパートナーシップの強化が求められることも、浮かび上がってきた。

3) 現在の課題

以上をふまえて現在、①ナショナルインベントリーにおけるサンプル数の補充と叙述の充実、②釧路、新潟、大崎、加賀、琵琶湖、那覇における、“保全・活用計画”現状分析を含むローカルインベントリーの充実、③『湿地の文化と技術 30 選』の選定作業、④『文化と湿地』の評価シートを使った日本における「湿地の文化」の特質を解析する作業を行っている。